

病室代の適正化に関するまとめ

1、民法の「賃貸借契約」からのアプローチ

(1) 賃貸借契約とは

民法 601 条では、賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対しその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

この条文を図示すると次のとおり。

病 院 側		患 者 側
病室を貸す	→	使用・収益する
病室代を受取る	←	賃料を支払う

(2) 1日を0時からカウントする場合

病院側の「勝手な基準」で、ある日の 0 時から病室を貸し、その日の 23 時 59 分までを 1 日分と決めた場合には、病室を丸 1 日患者に提供しなければならない。

この基準に当てはめると、患者側は丸 2 日病室を借りると丸 2 日間使うことができ、丸 2 日分の病室代を支払う契約となる。



患者側は丸 2 日間、病室を使うことができる。

こういうケースは救急入院の場合しか考えられない。

(3) 契約と実際の入・退院の違法行為

区 分	内 容				
契 約 期 間	6/16 0時	1日	6/17 0時	2日	6/17 0時
実 際 の 使 用	13時入院		使 用	11時退院	
契 約 上 B が 使 用 で き る	0時～13時	使用 22時間	11時～23時59分		
	契約はBが借りているので、Bは午前0時から使用を要求できる。	実際にBが使用している時間	Bが借りているので、23時59分まで使用が続けられる。正当に居座れる。		
現 実 は	A が 使 用 中	B	C が 使 用 中		
契 約 の 履 行 不 能	前日から入院患者Aが使用していてBには貸せない。病院側の履行不能である。	適 法	次の入院患者Cに貸すためBは早めに退院してもらわないと困る。病院側の履行不能である。		



違 法 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ① AとB、BとCの二重契約の違反。 ② 病室がBに貸せないため、履行不能であり、Bとの契約は一部無効。 ③ 無効な部分の病室代は病院側の不当利得。 ④ 不当利得はBに変換しなければならない。
---------	---

上記のとおり、医師の集団である病院が、悪徳商人の如く、二重契約によって、不当利得を稼ぐことは、「医師としての品位を損する行為」となる（後述）。

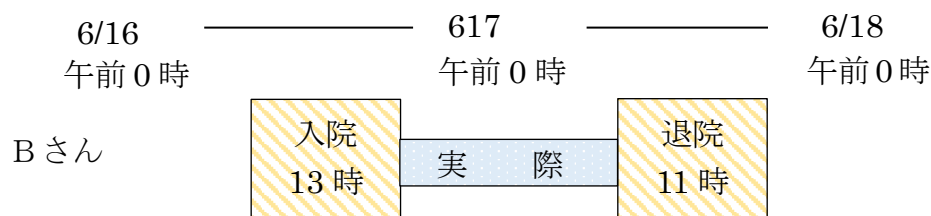
2、民法の「期日起算」からのアプローチ

(1) 期日の起算とは

民法 140 条では、日、週、月または年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前 0 時から始まるときは、この限りでない。

と、定められている。民法 140 条は「初日不算入」の規定と呼ばれている。

(2) 「初日不算入」の規定



病院との契約で 6/16～6/17 の 2 日間としても、「初日不算入」の規定で 6/16 は無料となり、6/17 分の 1 日分のみ支払い義務が生じる。

(3) 民法 140 条「ただし書き」の解釈

「その期間が午前 0 時から始まるときは」とは、契約自由の原則で「午前 0 時から始まる」と契約することは問題ない。

しかし、「始まる」とは、実際に午前 0 時に病院側が「病室を用意」し、患者が午前 0 時に「入院」することであり、実際には真夜中の入院は非常識で現実性がない。

ましてや、病院側は「病室を用意」できないのである。

前記 1 の (3) の例で患者 B に 6/16 の午前 0 時に病室を貸そうとしても、午前 0 時は前日の患者 A に賃貸中であり、患者には貸せず、契約が履行できないのである (履行不能)。

この「ただし書き」を楯に 2 日分を請求しようとすることは、履行不能で「賃貸借契約が一部無効」であり、病室代の請求はできないのである。

3、病院側の違法な行為

(1) 賃貸借契約の一部無効

契約することは自由であって、午前 0 時から始まると決めても問題はない。問題は午前 0 時から病室の提供ができない常況であれば履行不能となり、賃貸借契約は一部無効となる。

前記 1 の (3) で 患者 B は 6/16 は病室代の支払義務はない。6/17 は午前 0 時時点に入院しており、6/17 分の 1 日は支払義務があると解釈できる。

(2) 賃貸借契約の二重契約

前記 1 (3) のとおり、6/16 は患者 A との賃貸借契約がある上に、6/16 に患者 B ととも賃貸借契約をしており、二重契約となっている。

同様に、患者 B と患者 C との関係も二重契約になる。

この行為は病院側の民法上、履行不能となり、後述のとおり刑法の犯罪行為にもあたる。

(3) 二重契約による不当利得

病院側は 1 日毎に患者 2 名からそれぞれ病室代を収入しており、いずれか 1 名分は法的根拠がなく、病室代を収入することになる。これは明らかに「不当利得」であり、患者に対し返還義務がある。

(4) 刑事上の犯罪

私は法律の専門家ではないので、犯罪について誤解があればお許し願いたい。素人の考えとして次の不法が指摘できる。

①刑法 223 条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉 若しくは財産に対し、害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は 3 年以下の懲役に処する。

②刑法 246 条（詐欺罪）

- 1、人を欺いて財物を交付させた者は 10 年以下の懲役に処する。
- 2、前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

③医師法 7 条 2 項（免許の取消し等）（一部読み替え）

医師が、例えば 4 条 3 項「罰金以上の刑に処せられた者」に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、「戒告、3 年以下の医業の停止、免許の取消し」などの処分をすることができる。

4、病室代の適正化案

(1) 現行の取決めを変更しないケース

0 時からその日の 23 時 59 分までを 1 日分の病室代と定めると、病室は 1 人の患者が最低 2 日間を借りる契約となる。

病室代の計算は「初日不算入」の民法に従って、1 日分の病室代となる。

この場合の、実際の入・退院と合致せず、患者側には不満が残るも、1 日分だから納得する。

病院側の不当利得は解消する。

(2) ホテル並みの取扱いに変更するケース

1 日分の病室代を「入院は 13 時から退院は翌日 11 時まで」と取決める。

早い入院や遅い退院は時間単位で精算する。管理は診察券を機会に通して行う。

(3) 時間毎の単価に切替えるケース

ガレージ並みに病室代は時間単位とする。入院時間～退院時間を計算する。分の端数は 1 時間に切り上げ、診察券で管理する。実に合理的で、病院側も患者側も不満はない。